

資料提供年月日	平成27年 11月 24日		
問い合わせ先	課名	総務法制企画課	
	電話	直通 803-1081 内線 4450	
担当者	職名・氏名	課長	中野
	職名・氏名	担当課長	岩田

広 報 連 絡
＜市長記者会見資料＞

1 件 名

平成27年11月定例市議会提出の主な議案（予算を除く。）について

- ・岡山市協働のまちづくり条例の制定について（甲第218号議案）
- ・岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例の制定について（甲第226号議案）

担当課名	市民協働企画総務課
担当者名	市民活動支援担当課長 赤木 主査 武
連絡先	086-803-1061 内線 3272、3273

岡山市協働のまちづくり条例の制定について
(甲第218号議案)

1 目的

少子高齢化や人口減少の時代に入り、社会課題や市民ニーズは多様化しています。一方、地域の安全・安心ネットワークは全学区・地区に組織され、NPO法人も飛躍的に増加、企業の社会貢献活動や大学の地域連携なども含め、地域課題解決のための市民活動が大きく広がっています。こうした状況を踏まえ、公益活動団体の支援にのみ特化していた現行条例を全面的に見直し、多様な主体による課題解決を図り、協働によるまちづくりを一層進めるために、協働の定義や原則、推進施策・推進体制などを盛り込んだ条例に全部改正することといたしました。

2 条例改正の経過 (資料1)

平成26年8月から、幅広く市民の声を聞き、市民との協働で条例見直しを進めてきました。そして、市民、職員も参加したワークショップ等を重ね、「見直し市民案」が作成され、平成27年6月1日に市長に提出されました。この市民案を尊重し、この度条例の全部改正案を策定しました。

3 改正条例の内容 (資料2～3)

○目的

多様な主体の協働による社会課題解決を促進し、持続可能な地域社会をつくることを目的として規定

○定義

協働の定義とともに原則（相互理解、目的共有、対等、自主性・自立性尊重、公開）を規定

○協働推進施策

①地域拠点機能の強化 ②人材育成 ③団体の基盤強化 ④課題や活用可能な資源に関する情報の共有 ⑤活動支援情報の提供 ⑥交流の場の提供 ⑦優れた取組の表彰 ⑧協働推進のモデルとなる事業の指定と支援

○推進体制

①コーディネート機関の設置 ②協働による施策の見直し ③市への提案制度 ④庁内の推進本部の設置と関係課への協働推進員の配置 ⑤多様な主体の議論の場としてのフォーラム等の開催 ⑥協働推進計画の策定と検証 ⑦協働推進委員会（審議会）の設置

4 施行日 平成28年4月1日。

資料1 協働推進施策と条例の見直し経過～市民協働推進施策の検討と市民案の策定～

平成24年度 協働推進施策を検討する機関を設置し、NPOと市職員の合同研修等が始まる。

4月 特定非営利活動促進法改正により、岡山市がNPO法人認証・認定の所轄庁となる。

7月 庁内の協働関係課で構成する「岡山市市民協働推進会議」並びに同会議ワーキングチームを設置。

8月 NPO法人役員等で構成する「岡山市・NPO協働推進協議会」(以下「協議会」)発足。

8月・2月 NPOと市職員対象の合同研修会を協議会と協働で開催。

※以下、フォーラム等基本的な動きは市と協議会の協働で実施

11月 NPO法人向け研修会を開催し、NPO法人による「協働でこんなことができますリスト」を作成。

平成25年度 市民協働推進モデル事業のパイロット実施、「協働Q&A」の作成など、協働推進施策の検討が進む。

11月～2月 NPOと市職員との協働で「協働Q&A」を発行。

11月～3月 市民協働推進モデル事業のパイロットとして協働による調査事業を実施。

平成26年度 市民協働での条例見直しが始まる。

4月 「岡山市の協働推進に関する提案書」を協議会が市長に提出。

6月 「市民協働推進モデル事業」提案制度開始。

6月 「ESD市民活動推進センター」(現ESD・市民協働推進センター)を開設。

8月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。

9月 行政とNPOの協働の課題を洗い出すワークショップを実施。

10月 「地域」をテーマに市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。

3月 地域住民組織、大学、事業者、NPOへの「協働の課題に関するアンケート」を実施。

平成27年度 市民案から条例改正へ。

4月 市民協働フォーラム「岡山市の協働条例を考える」を開催。

これまでのワークショップとアンケートの結果を踏まえて、条例文案等を考えるワークショップを実施。

6月 「岡山市協働のまちづくり条例」見直し市民案(以下「市民案」)を協議会がまとめ市長に提出。

8月 「『岡山市協働のまちづくり条例』改正にむけた市の基本的な考え方について」パブリックコメントの募集

9月 地域・子育て・企業・若者の4テーマにより、5回の市民協働フォーラム(公聴会)を開催

11月 11月市議会に「岡山市協働のまちづくり条例」の改正案を上程

「市民案」から生まれた改正案

平成26年度～27年度

26年8月 市民協働フォーラム
※官民協働がすすまないのはなぜかをNPOと市職員で検討⇒課題出し①

26年10月 市民協働フォーラム
※地域で協働がすすまないのはなぜかを地域住民組織をはじめ様々な団体と、市議会議員、職員で検討⇒課題出し②

27年3月～4月 市民協働条例を考えるアンケートの実施⇒課題出し③

- ①企業等アンケート
社会貢献・地域貢献活動が進まないのはなぜか
- ②地域住民組織アンケート
地域協働がすすまないのはなぜか
- ③NPOアンケート
市民協働がすすまないのはなぜか

27年4月 市民協働フォーラム
・これまでのフォーラムやアンケートでだされた意見(課題)から市民協働を進めるための課題整理
・実現にむけての事業、その目標・計画を設定し、条例案・指針づくりにつなげる

27年6月 条例市民案の提出

27年7月～8月
パブリックコメント
市民協働フォーラム(公聴会)

27年9月
市議会へ パブコメ、フォーラムの結果報告

27年11月議会 条例案の提案

28年2月 条例施行プレフォーラム

平成28年度

28年4月 条例施行
※条例を活かすフォーラムを開催

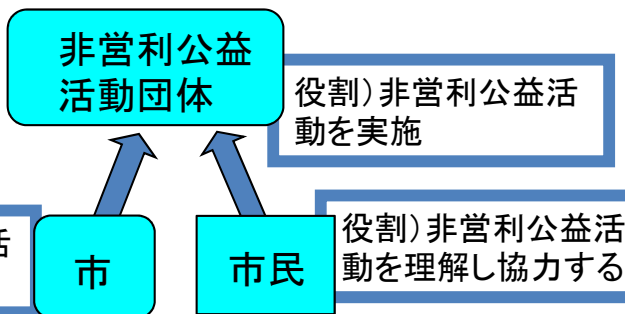
資料2 現行条例と改正条例の概要

現行条例の概要

目的 非営利公益団体の力を活かしたまちづくりをすすめる。

基本理念 市・市民・非営利公益団体がそれぞれの責務と役割のもと協働してまちづくりをすすめる。

役割・責務



市の施策

●**特定非営利公益事業**
国際的水準に照らし先進的な事業を審議会の議を経て指定。

●**支援措置** 土地・施設などの無償貸与等

●現在15の特定非営利公益事業を指定し土地・建物等の無償貸与をしている。⇒平成18年以後新たな指定はない。

改正条例の概要

目的 多様な主体の協働による社会課題解決を促進し、持続可能な地域社会をつくる。

定義 「協働」の理念と、原則を規定した。
住民組織、NPO、事業者、学校など多様な主体での協働を定義し、協働の原則規定。

役割 「多様な主体」が地域の課題解決のための主体であることの理解を深め、協働して課題解決に当たることを規定した。「市」は多様な主体の一員として協働のパートナーとなるとともに、協働推進のための施策を実施することを規定した。

協働推進施策

- ①地域拠点機能の強化
- ②人材育成
- ③団体育成
- ④課題、資源に関する情報共有
- ⑤支援情報の提供
- ⑥交流の場の提供
- ⑦市民協働モデル事業の指定と支援
- ⑧優れた取組の表彰

推進体制等

- ①コーディネート機関の設置
- ②協働によるあらゆる施策の見直し
- ③市への提案制度
- ④庁内の推進本部と関係課への協働推進員の配置
- ⑤多様な主体の議論の場としてフォーラムの開催
- ⑥協働推進計画の策定と検証
- ⑦協働推進委員会(審議会)の設置

資料3 改正の特徴と改正内容のポイント

改正条例の概要

目的

多様な主体の協働による社会課題解決を促進し、持続可能な地域社会をつくる。

定義

「協働」の理念と、原則を規定した。
住民組織、NPO、事業者、学校など多様な主体での協働を定義した。

役割

「多様な主体」が地域の課題解決のための主体であることの理解を深め、協働して課題解決に当たることを規定した。「市」は多様な主体の一員として協働のパートナーとなるとともに、協働推進のための施策を実施することを規定した。

協働による課題解決の促進施策

- ①地域拠点機能の強化
- ②人材育成
- ③団体育成
- ④課題、資源に関する情報共有
- ⑤支援情報の提供
- ⑥交流の場の提供
- ⑦市民協働モデル事業への補助金の交付
- ⑧土地・建物等の無償貸与
- ⑨優れた取組の表彰

協働推進体制等

- ①コーディネート機関の設置
- ②協働によるあらゆる施策の見直し
- ③市への提案制度
- ④庁内の推進本部と関係課への協働推進員の配置
- ⑤多様な主体の議論の場としてフォーラムの開催
- ⑥協働推進計画の策定と検証
- ⑦協働推進委員会(審議会)の設置

特徴とポイント

Point1 条例改正市民案が先行してつくられ、それを尊重する形で改正を行ったこと。

Point2 多様な主体の協働
協働による地域の社会課題解決
持続可能な地域社会をつくる

Point3 協働の理念と原則を規定(相互理解、目的共有、対等、自主性・自立性の尊重、公開)

Point4 協働の主体の育成、情報共有・交流機会、協働モデル事業、表彰制度など支援策・促進策を規定

Point5 コーディネート機関、提案制度、市民協働フォーラムなど、多様な主体が協働推進施策に参画することを保障。

Point6 推進員の配置を行い、各課での「協働の視点」での施策の見直しを進め、実行後の検証を規定

記者会見資料

資料提供年月日	平成27年11月24日	
問い合わせ先	課名	建築指導課 住宅課
	電話	直通 803-1447 内線 4617 直通 803-1466 内線 4664
担当者	職名・氏名	建築指導課長 久保 代士夫
	職名・氏名	住宅課課長代理 折口 範昭

岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例の制定について (甲第226号議案)

1 目的

適切な管理がされていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」)を円滑かつ公平に運用するとともに、法を補完する取り組みを法と一体的な運用の下に進めるため、条例を制定します。

2 条例の概要

○法の任意規定や努力義務規定を条例で義務規定化

- (1) 空家等対策計画の策定(第6条)
- (2) 協議会の設置(第16条～第21条)
- (3) 空家等に関するデータベースの整備等(第7条)
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進(第8条)
- (5) 空家等及び空家等の跡地の活用に必要な対策の実施(第9条)

○法を補完する規定

- (1) 市民等による情報提供(第5条)
 - ・市民等は、空家等が特定空家等であると疑うに足りる事実があるときは、市にその情報を提供するよう努める。
- (2) 特定空家等の認定基準の作成(第10条)
 - ・特定空家等と認めるに当たっての基準(以下「認定基準」)を定める。(具体的な基準は施行規則で規定)
 - ・認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく公表。
- (3) 特定空家等に対する措置を講ずる場合の判断基準(第11条)
 - ・特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、周辺の建築物や通行人等に対する悪影響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的に判断する。
- (4) 応急措置(第12条)
 - ・特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。
 - ・当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

3 施行日 平成28年1月1日

4 条例施行後の取組み

○特定空家等に対する措置の着手（H28年1月～）

（1）周囲へ影響が及ぶと考えられる空家の抽出

現在実施中の空家等実態調査によるデータベースを活用して、最も危険度が高いとされたものから、周囲へ影響が及ぶと考えられる空家等を抽出。

（2）立入調査の実施

危険度の高い空家等から、立入調査を実施し、建物の老朽危険度等を精査して、特定空家等の認定を行う。

（3）法に基づく指導を開始

固定資産税の課税情報等を活用して所有者等の調査を行い、所有者等を特定できた空家等から、法に基づく指導を開始。

○空家等対策計画の策定（H28年3月末）

空家等実態調査の最終報告（平成28年1月末予定）で明らかになる空家等の分布状況を踏まえて、対策の重点対象地区を設けるとともに、所有者等による空家等の適切な管理を促進するための支援や、空家等又はその跡地の活用に必要な施策などを盛り込む。

5 参考資料 岡山市空家等実態調査の中間報告について

岡山市空家等実態調査の中間報告について

- 1 目的 空家等の件数及びその分布状況並びに外観目視による建物等の状態を把握することにより、空家等に関するデータベースを作成し、岡山市空家等対策計画の策定等の基礎資料とする。
- 2 調査期間 平成27年6月から平成28年1月まで
- 3 調査区域等
 (1) 区域 岡山市全域
 (2) 建築物 住宅、店舗、事業所、倉庫等
- 4 主な調査内容（空家等）
 (1) 所在地情報（住所、位置座標等）
 (2) 建物情報（建物名称、用途、階数等）
 (3) 老朽度及び危険度情報
 （国土交通省「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」を基準）
 (4) その他（空家等の衛生、景観情報など）
- 4 調査方法 現地での外観目視による調査
- 5 受託者 株式会社ゼンリン 岡山営業所
- 6 中間報告の内容
 (1) 空家等の総数 8,662棟
 [このうち、老朽度・危険度等の調査を行えた空家等の数は7,071棟で、残りの1,591棟については、侵入不可等の理由により、老朽度・危険度等の調査が行えなかったもの。]
- (2) 空家率 2.3%
 ※建築物の総数 384,835棟（H27市税概要より）
- (3) 老朽度・危険度ランク別等の内訳 (単位:棟)

老朽度・危険度ランク別			建物用途別		
A	管理が行き届いており、目立った損傷は認められない。	458	ア	戸建住宅	5,680
B	管理が行き届いていないが、危険な損傷は認められない。	2,168	イ	共同住宅(長屋含む)	370
C	管理が行き届いておらず、部分的に危険な損傷が認められる	2,427	ウ	店舗・事務所	609
D	建物全体に危険な損傷が及び、そのまま放置すれば、近く倒壊の危険性が高まると考えられる	1,266	エ	その他	412
E	建物全体の危険な損傷が激しく、倒壊の危険性があると考えられる	752	—	—	—
合計		7,071	合計		7,071